訪問型サービス（指定事業者によるサービス）サービス単価

（1）サービス単価①

※令和4年度介護報酬改定を踏まえた変更

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
サービス内容	身体介護・生活援助 （旧介護予防訪問介護と同内容のサービス）	生活援助 （旧介護予防訪問介護のうち生活援助のみのサービス）
単価設定の単位	１月あたり	１回あたり
単位数	①要支援1・2、事業対象者 （週1回程度）1，176単位 ②要支援1・2、事業対象者 （週2回程度）2，349単位 ③要支援2・事業対象者 （週2回程度を超える利用） 3，727単位	211単位 ①要支援1・2、事業対象者 週1回程度（月5回まで） ②要支援1・2、事業対象者 週2回程度（月10回まで）
地域単価	１単位＝10.21円	１単位＝10.21円
自己負担	1割～3割	1割～3割
支給限度額管理	有り	有り

（2）サービス単価②

サービスの種別		介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
加算	初回加算	200単位/月	加算なし
	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位/月	100単位/月
	生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月	200単位/月
	介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×137/1000)	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×137/1000)
		②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×100/1000)	②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×100/1000)
		③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×55/1000)	③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×55/1000)
		④介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋③×90%)	④介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋③×90%)
		⑤介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋③×80%)	⑤介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋③×80%)
	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×63/1000)	加算なし
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×42/1000)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×42/1000)
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき　＋所定単位×24/1000)	(1月につき　＋所定単位×24/1000)
	特別地域介護予防訪問介護(生活援助)加算	＋15%	＋15%
	中山間地域等における小規模事業所加算	＋10%	＋10%
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5%	＋5%
減算	事業所と同一建物の利用者等（20人以上）	×90%	×90%

◎加算・減算の要件については、現行の訪問介護に準じる。